

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の 交付に関する条例施行規則

(平成13年 3月30日規則第35号)

改正 平成19年 3月30日規則第48号 平成25年 2月20日規則第 2号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

（議長に対する届出）

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

（交付対象に係る通知）

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

（交付決定通知書）

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

（交付請求書）

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

（政務活動費出納簿）

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

（返還命令書）

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日規則第2号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

杉並区議会議長 宛

会 派 名

代表者氏名

⑩

会派に係る政務活動費の交付に関する届

第1項

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第5条 の規定

第2項

に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出事由 (1) 会派として交付を受ける
(2) 会派の異動
(異動内容)
(3) 会派の解散

2 異動年月日 年 月 日

3 所属議員氏名

4 経理担当者氏名 _____

第3号様式(第3条関係)

第 号

年 月 日

杉並区長 宛

杉並区議会議長

印

政務活動費交付対象者状況通知書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、 年4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況を下記のとおり通知します。

記

- 1 会派に係る政務活動費
会派名及び所属議員氏名

- 2 議員に係る政務活動費
交付を受けようとする議員氏名

第4号様式(第3条関係)

第 号

年 月 日

杉並区長 宛

杉並区議会議長

印

政務活動費交付対象者変更通知書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定に基づき、政務活動費に係る会派又は議員に異動がありましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 会派に係る政務活動費
 - (1) 異動があった会派名

 - (2) 異動の内容

- 2 議員に係る政務活動費
 - (1) 議員の氏名

 - (2) 異動の内容

第5号様式(第4条関係)

第 号

年 月 日

「会派名」

「代表者(議員)氏名」 様

杉 並 区 長

印

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで通知のあった政務活動費について、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

金 _____円を交付します。

(年 月 ~ 年 月)

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

杉並区長 宛

会 派 名

代表者(議員)氏名

⑩

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

第1項

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第8条 の規定

第4項

に基づき、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交付請求額 金 _____ 円
ただし、 _____ 年 月分～ _____ 年 月分
(_____ 年 月分)

第7号様式(第6条関係)

(その1)

年度

政務活動費出納簿

年 月 日から

年 月 日まで

会 派 名 称

代 表 者 (議 員) 氏 名

経 理 担 当 者

年度

政務活動費出納簿

年 月 日 から

年 月 日 まで

議員氏名

(その2)

年	月	日	摘要	項目	整理 番号	受	払	残
			前葉繰越					
			次葉繰越					

第8号様式(第7条関係)

第 号

年 月 日

「会派名」

「代表者(議員)氏名」 様

杉並区長

印

政務活動費返還命令書

年 月 日に報告のあった 年度政務活動費について、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり残余额の返還を命じます。

記

1 残余额(返還額) _____円

(交付した政務活動費総額 円)

(政務活動費による支出総額 円)

2 返還期限 _____年 月 日 ()